

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
95の5-1-1 <u>規則第95条の5第1項第1号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。</u>	(新設)